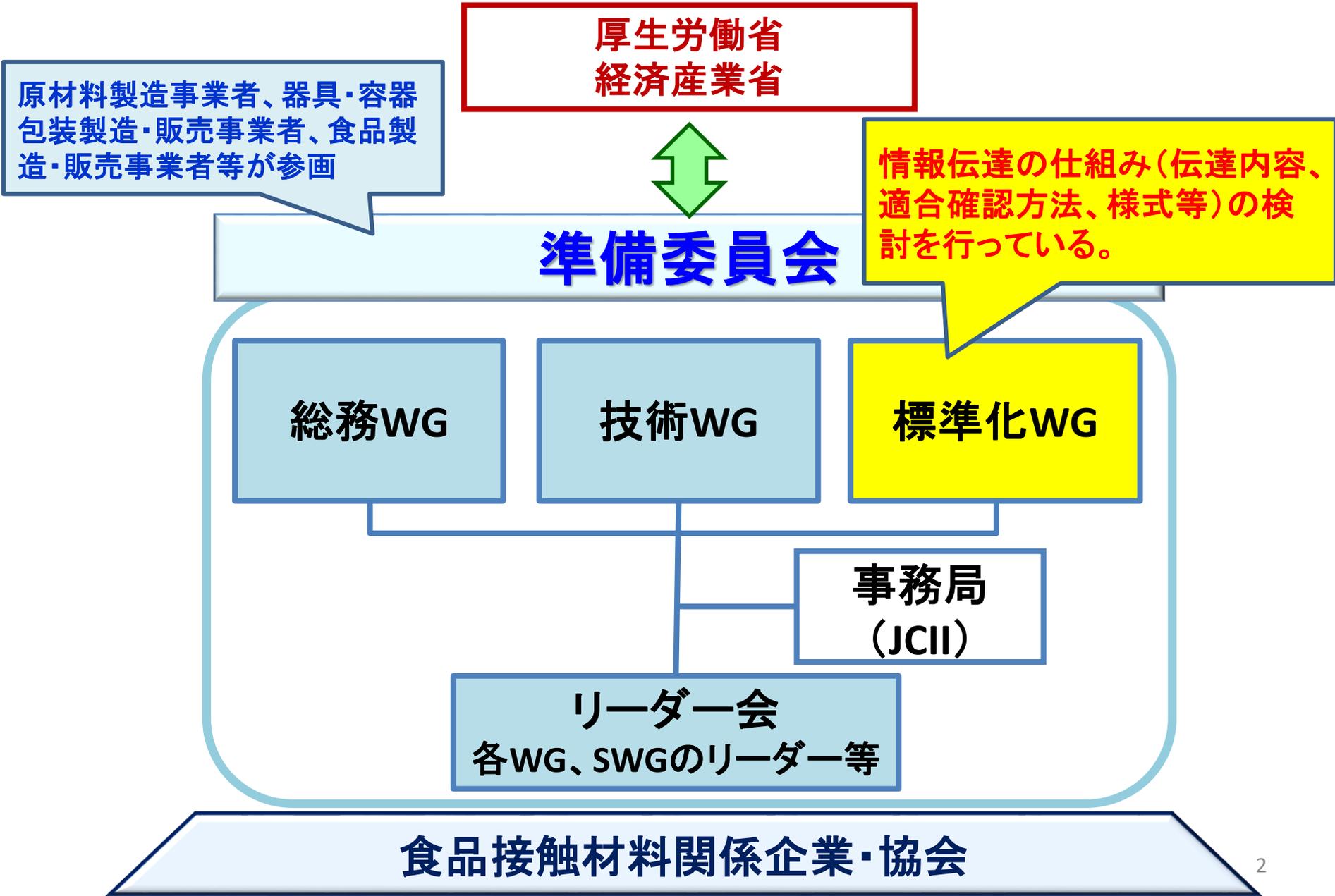


ポジティブリスト制度における 情報伝達について

食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会における議論等

食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会 組織図



ポジティブリスト制度において器具・容器包装製造事業者が伝達すべき情報

原材料製造事業者				器具・容器包装 製造・販売事業者	食品 製造・販売事業者
モノマー 添加剤	樹脂 接着剤	コンパウンド マスター バッチ 塗料	フィルム シート		
<p>【共通の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国PL適合（全成分収載） ・その他制限（特記事項欄情報） <p>【個別情報】</p> <p>（樹脂）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹脂区分/樹脂組成 （ブレンドの場合） ・温度制限 ・使用可能食品 <p>（添加剤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用可能区分・区分別使用制限 <p>（意図的添加がある混合物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添加剤組成情報 				<p>【伝達すべき情報】</p> <p>国PL制度に適合している旨</p> <p>実際は、上記の適合している旨の情報のみならず、使用可能な食品分類、温度帯等も必要</p>	

伝達するために必要な情報を川上に要求

知財等（ノウハウ）を考慮し、
BtoBで開示できない場合が多い

第三者認証の仕組み
ならば説明できる

ポジティブリスト制度において説明可能な方法等（制度施行直後を想定）

○ 国PLに適合していることを確認できる情報を入手できれば、器具・容器包装製造事業者等は国PL適合であることは十分説明可能であり、理想形と考えられるが、その体制が整うには一定の期間を要する。

○ したがい、上記体制が整うまでの間、施行前からの使用実績（製造記録や輸入実績）を確認することなど、追跡確認できる情報を集めておくことも国PLに適合している説明となるのではないか。（詳細は別表）

さらに以下の情報も使用可能と考える。

- ・ 国PLに物質が収載されていること
- ・ 3衛生協議会の確認証明があること
- ・ 海外PL（EU、米国等）への適合確認
- ・ その他業界団体PL収載物質を使用していること
- ・ その他業界団体NL収載物質を使用していないこと

○ なお、上記それぞれについて、業界団体等の第三者が確認する場合とメーカー自らが確認する場合がある。

確認内容の例

確認 証明書	FDA 収載	PIM 収載	自主基準 PL	自主基準 NL	使用 実績 確認	処方 変更
					●	なし
●						なし
	●					なし
		●				なし
			●			なし
				●		なし